

## 一般組合員向け

- ・ 正規職員
- ・ 暫定再任用フルタイム職員
- ・ 任期付フルタイム職員
- ・ 会計年度任用フルタイム職員（任用が13月目以上）

# 知っておきたい 『年金制度と退職時の手続き』



かめるん

## I. 年金制度について

1. 公的年金はどんな制度ですか。 ①
2. 年金はいつからもらえますか。 ②
3. 年金の請求はどうすればよいですか ③
4. 働きながら年金を受給すると年金は停止になりますか。④・⑤
5. 年金受給中に雇用保険の基本手当を受給するとどうなりますか ⑥
6. 繰上げ請求や繰下げ請求とはどんな制度ですか。 ⑦
7. 年金払い退職給付について ⑧
8. 障害年金はどんな場合に請求できますか。 ⑨
9. 遺族年金はもらえますか。 ⑩
10. 障害や遺族の年金と併せて受給できますか。 ⑪
11. 年金額はどうすればわかりますか。 ⑫

## II. 手続きについて

1. 退職時の手続きについて ⑬

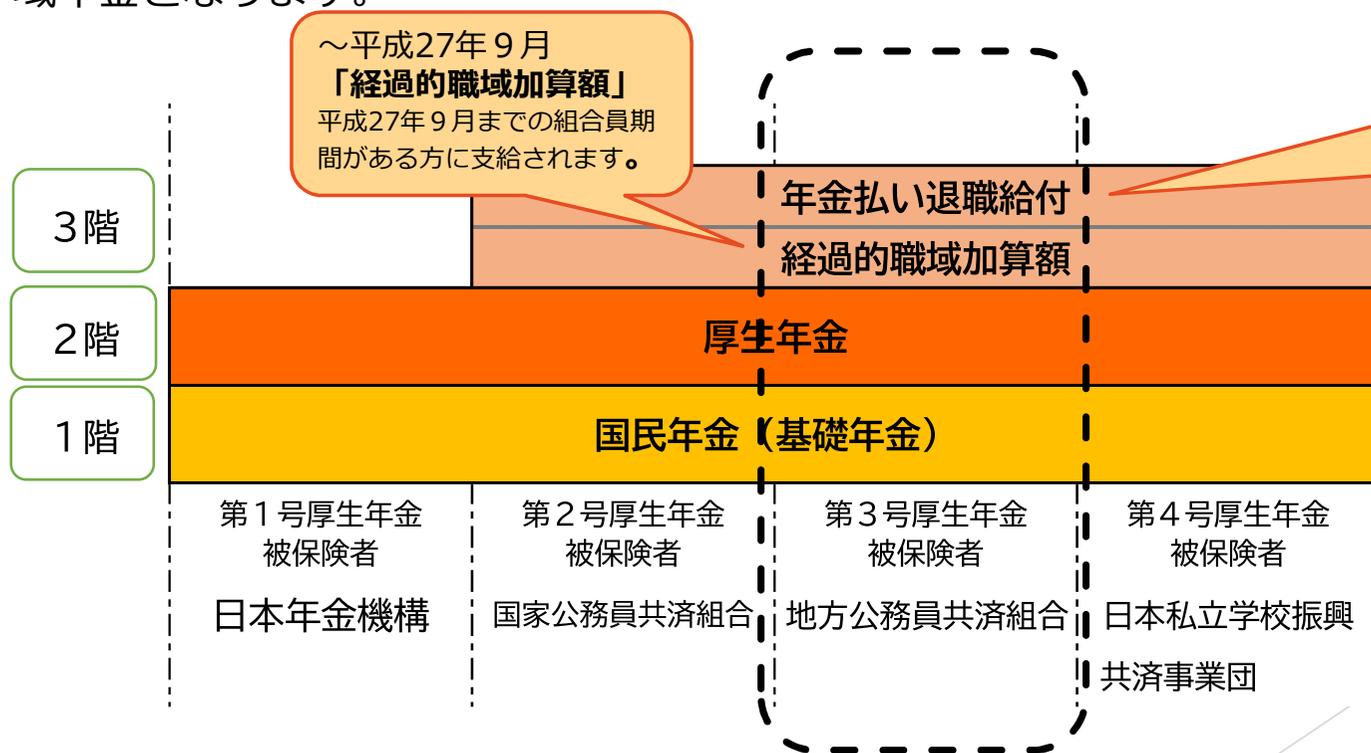


# I. 年金制度について

## 1. 公的年金はどんな制度ですか。

公立学校共済組合の一般組合員は公立学校共済組合の厚生年金（第3号厚生年金）に加入しており、受給する年金は3階建てです。

なお、3階部分（経過的職域加算額、年金払い退職給付）は公務員独自の職域年金となります。



～平成27年9月  
「経過的職域加算額」  
平成27年9月までの組合員期  
間がある方に支給されます。

平成27年10月～  
「年金払い退職給付」  
新たな年金制度が創設  
されました。



## 2. 年金はいつからもらえますか。

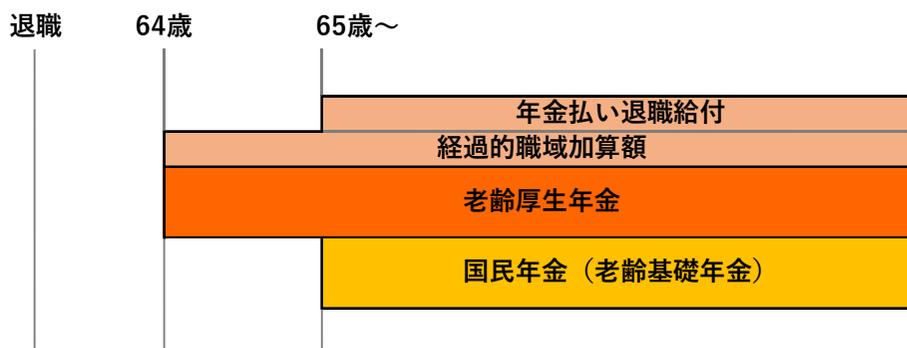
公的年金は原則**65歳**から支給開始です。

ただし、「老齢厚生年金」と「経過的職域加算額」は昭和36年4月1日までに生まれた方には経過措置として以下の年齢から支給開始となります。

生年月日	支給開始年齢
昭和28年4月1日以前	60歳
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳

※ 昭和41年4月1日までに生まれた女性に支給される日本年金機構の年金は支給開始年齢が異なります

### 年金受給のイメージ【例：支給開始年齢が64歳の場合】



支給開始年齢になる前から年金を受け取りたい場合は、年金の繰上げ請求ができます。

⇒ 繰上げ請求については  
⑦ページへ



### 3. 年金の請求はどうすればよいですか

老齢厚生年金は支給開始年齢に到達する誕生日の2～3か月前に厚生年金の実施機関※から自宅へ請求書を送付されます。

※ 厚生年金の実施機関

公立学校共済組合 市町村職員共済組合 国家公務員共済組合  
日本私立学校振興・共済事業団 日本年金機構 等

年金の請求は実施機関が指定する提出期限までに請求書と添付書類を併せて提出してください。

年金は支給開始年齢到達日の翌月分から支給されますが、初回の支給は年金決定に3～4か月の期間を要しますので、決定後の支給となります。

その後は定期支給日に支給されます。（休業日の場合はその前営業日）

支払日	2月15日	4月15日	6月15日	8月15日	10月15日	12月15日
支払月分	前年12月 ・ 1月	2月 ・ 3月	4月 ・ 5月	6月 ・ 7月	8月 ・ 9月	10月 ・ 11月



## 4. 働きながら年金を受給すると年金は停止になりますか。

働きながら年金を受給すると、「老齢厚生年金」と「職域年金（経過的職域加算額、年金払い退職給付）」が停止となる場合があります。

ただし、「老齢基礎年金」は停止の対象とはなりません。

### 年金が停止となるケース

勤務先で厚生年金に加入することになった場合は、「老齢厚生年金」が支給停止の対象となります。 ➡ 支給停止額の計算は次の⑤ページへ

なお、加入する厚生年金が地方公務員共済組合（公立学校共済組合を含む）や国家公務員共済組合の場合は「老齢厚生年金」の支給停止に加えて、「職域年金（経過的職域加算額、年金払い退職給付）」が全額支給停止となります。

- ☆ 勤務先での厚生年金の加入の有無については、勤務先で確認してください。
- ☆ 2か月を超える任用がある滋賀県費の臨時的任用職員（常勤講師）は、公立学校共済組合の短期組合員となり、日本年金機構の厚生年金に加入となりますので、老齢厚生年金は在職停止の対象となります。

### 年金が停止とならないケース

勤務先で厚生年金に加入とならない場合、年金は停止されません。



## 老齢厚生年金の支給停止額の計算

支給停止額は、年金の月額（※1）と賃金の月額（※2）が「支給停止基準額（**50万円**）」を超えた分の**1/2**の額です。なお、年金の月額と賃金月額が「支給停止基準額（50万円）」を超えない場合は、年金の停止はありません。

※1 「年金の月額」とは・・・老齢厚生年金（職域等除く）の額 ÷ 12

※2 「賃金の月額」とは・・・標準報酬月額 + 直近1年間の標準賞与額 ÷ 12

### ○ 支給停止額の計算例

#### ▶ 計算例 1

老齢厚生年金（年額）：144万円      標準報酬月額：38万円  
直近1年間の賞与額：96万円（6月賞与額：48万円・12月賞与額：48万円）

$(\text{年金月額}(12\text{万円}) + \text{賃金月額}(46\text{万円}) - 50\text{万円}) \times 1/2 = 4\text{万円}$   
→ 月額4万円が支給停止となり、年金は月額8万円の支給となります。

#### ▶ 計算例 2

老齢厚生年金（年額）：144万円      標準報酬月額：32万円  
直近1年間の賞与額：72万円（6月賞与額：36万円・12月賞与額：36万円）

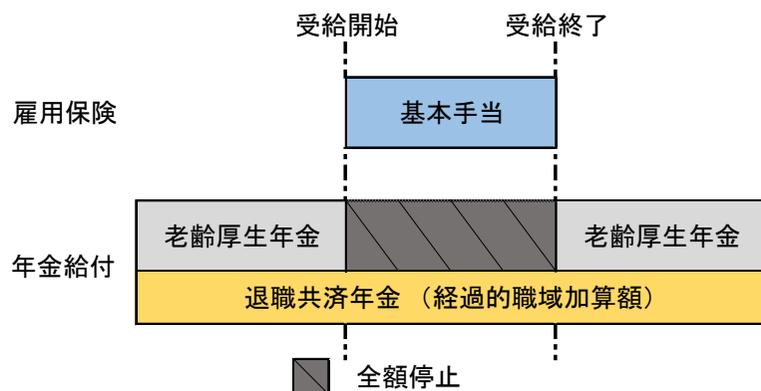
$(\text{年金月額}(12\text{万円}) + \text{賃金月額}(38\text{万円}) - 50\text{万円}) \times 1/2 = 0\text{円}$   
→ 支給停止となりません。

ご自身の「標準報酬月額」と「標準賞与額」は、給与支給明細書の「標準報酬（厚生年金）」の金額となります。



## 5. 年金受給中に雇用保険の基本手当を受給するとどうなりますか。

公務員は雇用保険の被保険者ではありませんが、再任用等で勤務され、老齢厚生年金を受給している65歳未満の人が、雇用保険の基本手当を受給する場合、調整があります。



受給前にハローワークにて基本手当の額を確認の上、年金と比較し、受給してください。

基本手当の額にかかわらず、求職申込をした翌月から受給期間が経過するに至った月までの間、老齢厚生年金が全額停止 (経過的職域加算額は支給) されます。



## 6. 繰上げ請求や繰下げ請求とはどんな制度ですか。

### 繰上げ請求

60歳に到達した日から支給開始年齢に到達するまでに繰上げて請求する制度です。老齢基礎年金を含むすべての年金を同時に請求することになります。また、生涯にわたって年金が減額されますので、受取総額は少なくなる場合があります。

$$\text{繰上げ減額率} = 0.5\% \times \text{繰上げた月数}$$

(昭和37年4月2日以降生まれは0.4%です。)

### 繰下げ請求

65歳からの老齢厚生年金を支給開始年齢より遅らせて請求する制度です。最大**75歳まで**繰下げ可能で、66歳の誕生日以降、1月単位で行えます。ただし、加給年金額や在職により支給停止となる額は増額されません。

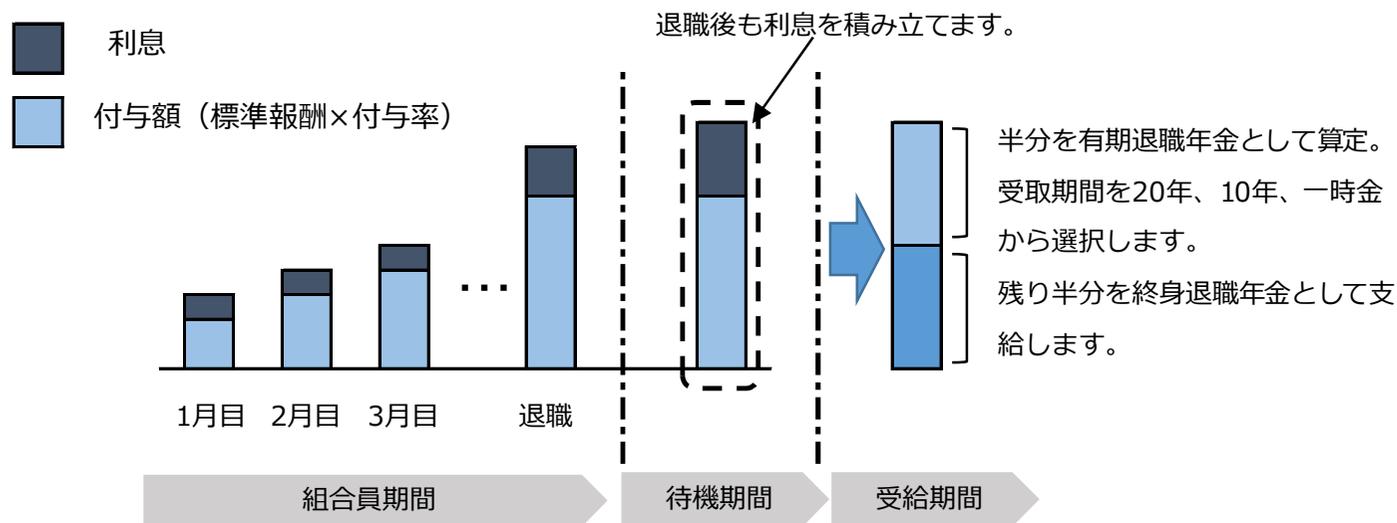
$$\text{繰下げ増額率} = 0.7\% \times \text{繰下げた月数}$$



## 7. 年金払い退職給付について

被用者年金一元化（平成27年10月）により、新たな職域年金として年金払い退職給付制度が設けられました。

年金払い退職給付は1年以上の一般組合員期間を有する方に**65歳**から支給されます。ただし、65歳到達時点で在職中（一般組合員）の場合は、退職後に支給開始となります。



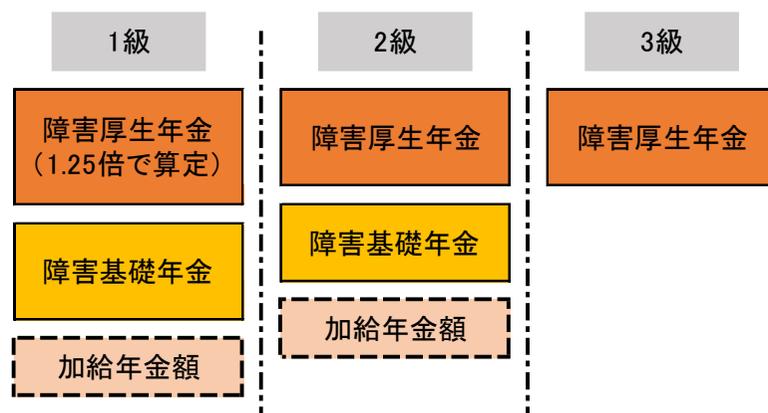
昨年度までに積み立てた「付与額」と「利息」は、毎年送付しています「給付算定基礎額残高通知書（緑色のハガキ）」で確認できます。



## 8. 障害年金はどんな場合に請求できますか。

障害厚生年金は在職中（厚生年金に加入している期間）に初診日のある傷病により、障害認定日（初診日から1年6か月経過した日）において障害等級1級から3級に該当する場合、初診日がある厚生年金の実施機関が年金の決定・支給します。（障害者手帳等の等級と同じではありません。）

また、1級または2級の場合、障害基礎年金が加えて支給されます。



請求には医師が作成する診断書が必要です。まずはかかりつけ医にご相談の上、初診日がある厚生年金の実施機関へお問い合わせください。

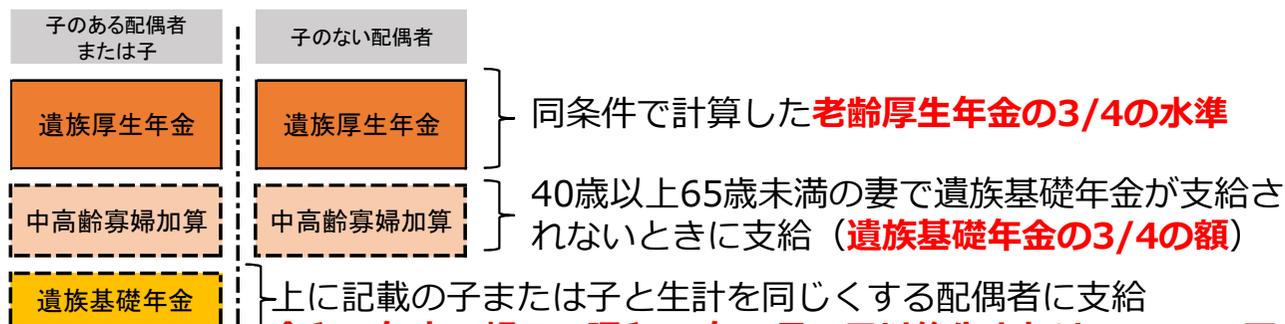
なお、初診日が一般組合員期間（公立学校共済組合の厚生年金の加入期間）にある場合は公立学校共済組合滋賀支部にお問い合わせください。



## 9. 遺族年金はもらえますか。

被保険者または被保険者であった方が亡くなった場合、生計を維持されていた遺族の順位に応じて支給されます。

第一順位	配偶者	妻：年齢要件なし 夫：55歳以上（支給開始は原則60歳から）
	子	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり、現に婚姻していない者 20歳未満で1級または2級の障害状態の者で現に婚姻していない者
第二順位	父母	55歳以上（支給開始は60歳から）
第三順位	孫	子と同じ
第四順位	祖父母	55歳以上（支給開始は60歳から）



**令和6年度の額で、昭和31年4月2日以後生まれは816,000円  
昭和31年4月1日以前生まれは813,700円**

※ 子の加算額 1人につき234,800円(2人目まで)  
78,300円(3人目以降)



## 10. 障害や遺族の年金と併せて受給できますか。

公的年金は**原則として1人1年金**です。  
ただし、以下のように併給できる年金があります。

65歳未満	老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金
		+	+
		障害基礎年金	遺族基礎年金
-----			
65歳以上	老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金
		+	+
	老齢基礎年金	障害基礎年金	老齢基礎年金
	または		または
	障害基礎年金		障害基礎年金 または 遺族基礎年金

65歳までは同一給付事由で支払われる年金のみ、65歳からは給付事由が異なる基礎年金と組み合わせ出来ます。

※ 65歳以上で遺族と老齢がある場合、遺族年金が上回る場合に差額支給が原則となります。  
また、他に日本年金機構の年金等がある場合、異なるケースがあります。



## 11. 年金額はどうすればわかりますか。

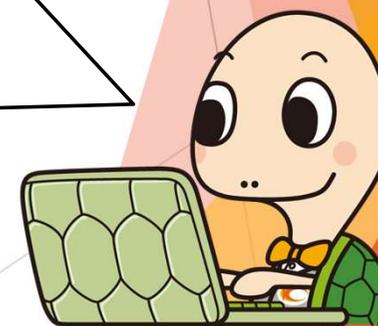
共済組合では通知やWebサイトで情報を提供しています。

**ねんきん定期便** 【老齢厚生年金（経過的職域加算額含む）】

在職中は毎年誕生日の月末に自宅へ送付しています。

**給付算定基礎額残高通知書** 【年金払い退職給付】

在職中は毎年8月上旬ごろまでに自宅へ送付しています。



## Ⅱ. 手続きについて

### 1. 退職時の手続きについて

#### 既に公立学校共済組合の老齢厚生年金を受給されている方

退職されると、退職までの一般組合員期間（公立学校共済組合の厚生年金に加入していた期間）を年金額に反映し、在職支給停止の解除の手続きを行います。

所属所からの退職予定者報告を受け、事前に手続き書類を組合員の自宅へ送付しますので、共済組合に提出してください。

年金額の反映と在職支給停止の解除は、**8月以降になります**。年度末は退職者の手続きが全国的に集中するため、6月の定期支給(4月・5月分)までに停止解除を行うことができません。手続き完了後に通知を行い、年金改定・停止解除後の支給すべき金額をまとめて支給します。ご理解賜りますようお願い申し上げます。



#### 年金受給開始年齢ではない方

退職時に「一般組合員退職届書」を提出することにより、将来の年金受給に備え、「**年金待機者**」として登録を行います。

退職後1年以内を目安に公立学校共済組合本部から「年金待機者登録通知書」が送付されます。

年金に関するお問い合わせ先

## 公立学校共済組合本部

☎ 年金相談専用ダイヤル  
03-5259-1122

このリーフレットに関するお問い合わせ先

## 公立学校共済組合滋賀支部 資格給付係

☎ 電話でのお問い合わせ  
077-528-4553

✉ メールでのお問い合わせ  
[kyufu@25kouritu.or.jp](mailto:kyufu@25kouritu.or.jp)

